

**PFI 事業の現状**  
**～ スポーツ施設を事例に～**  
**Current state of PFI Projects**  
**～ Case Of Sports facilities ～**

1K06B189

指導教員 主査 間野義之先生

星野 泰佑

副査 木村和彦先生

【緒言】

PFI(Private Finance Initiative )事業は、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術能力を活用して行う事業のことである。本事業については、1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)として公布、同年9月に施行され、2000年12月にはPFIの理念とその実現のための基本方針が策定された。PFI法の主旨は、本格的な少子・高齢化社会が到達する中で、効果的かつ効率的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを国民に提供するために、民間の資金、経営能力および技術能力を活用するとともにあわせて財政資金の効率的な使用も図ろうとするものである。今回、日本でのPFI方式はどのような在り方が望ましいと考えられるのか。それを知るために現存する施設を一覧表にし、その中から日本版PFIの特徴と今後の展望を今回の研究で示す。

【目的・方法】

1999年7月に日本にPFI法が公布されてから10年、PFI事業は日々注目されている。そこでPFI方式を採用しているスポーツ施設を例に一覧表を作成し、各事業方式に分けて特徴を見つけることにした。一覧表では事業名、方式、施設の管理者、実施方針公表日、選定事業者、事業期間、落札価格、施設構成を記した。この一覧表から各事業方針別の特徴を述べる。今回の研究の目的として、現在のPFI事業の現状を把握する

ことに焦点をあてる。対象として事業方式ごとに一覧表を作成する。分け方はBTO方式、BOT方式、RO方式、DBO方式の4つの事業方式別に分ける。

【PFI事業の概要】

本章ではPFI事業とはいったいどのようなものかを考えたい。第一章、第一節では基本的な考え方。第二節ではPFI事業に期待されること。第三節は実施に関する基本方針。第四節では民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項。第五節では民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項。第六節では法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項。第七節では民間資金等活用事業推進委員会に関する基本的な事項。第八節では地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項。第九節ではその他特定事業の実施に関する基本的な事項。第十節ではVFMの最大化。第十一節では官民の役割分担の明確化。第十二節ではPFI事業スキームを、図を用いて説明する。第十二節では事業方式と事業類型を説明する。

【考察・まとめ】

PFIの現状として認知度は向上しているものの、2002年度以降は施設数が停滞気味になり、実施方針分野では教育・文化施設や複合公共施設といったいわゆる箱物が上位を占めている。また、選定事業者の割合としてゼネコンの割合が多く、

長期運営というよりは、施設の建設に重きを置いているように伺える。アウトソーシングや運営を重視する企業の顔ぶれはまだまだ少ないようだ。私の考える今後の展開は RO 方式を用いた民間事業者による既存施設の改た。今ある施設を、運営ノウハウを持った民間団体が引き受けていくことに新たな可能性が秘められていると私は考える。その為にも政府は民間企業に対して、PFI の事業内容を周知した人材を育成することが大切だと考えられる。